

公益社団法人群馬県柔道整復師会館 事務所棟会議室利用規則

利用について

- ・利用料金は、申し込み日に規定の料金をお支払い下さい。
- ・申し込みは、利用許可申請書をご利用下さい。
- ・利用時間

①午前の部： 8:00～12:00

②午後の部：13:00～17:00

③夜間の部：18:00～21:30

午前、午後、夜間の各使用料金

使用料	会 員	賛助会員B (指定業者)	一 般
設備使用料	500円	1,000円	2,000円
電 気 料	500円	1,000円	1,000円
利用者全員が会員の場合は無料			
備 考	1. 賛助会員B(指定業者)及び、一般の方は、ご利用の際、会員 2 名以上の紹介が必要となり、事前に会館管理委員会の承認が必要となります。 2. 入館から退館までは、紹介会員が責任をもって管理すること。 3. 別途消費税を申し受けます。 4. 施設及び備品の破損等は、申請者の責任とし、修復等に掛かる費用を請求いたします。 5. 事務所棟での事故・怪我については、個人及び申請団体の責任とします。 6. 原則として利用許可申請書は、1ヵ月前までに提出すること。		

厳守すべき事項

- (1)参加者全員に次の事項を周知徹底すること。
- ①. 事務所棟内は、全面禁煙とする
 - ②. 飲食・飲酒は、原則禁止とする
 - ③. ゴミは持ち帰りとする
 - ④. 会場の設定及び片付けは申請者の責任において行うこと
 - ⑤. 当会職員の指示に従うこと
 - ⑥. 会議室以外の場所へは、許可無く入らないこと
- (2)キャンセルの場合は、支払われた料金は返却できません。